

IPネットワーク設備委員会 報告（案）概要

平成20年1月28日
情報通信審議会 情報通信技術分科会
IPネットワーク設備委員会

IPネットワーク設備委員会報告（案）の構成

I 審議事項

II 委員会及び作業班の構成

III 審議経過

IV 審議結果

第1章 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準見直しの背景

第2章 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の見直し案

- ・設備等基準の対策項目解説
- ・管理基準の対策項目解説

ネットワークのIP化に対応した安全・信頼性対策

情報通信審議会答申(H19.5.24)

組織・体制、人材育成等に関する対策(14項目)

基本指針、責任の明確化など組織・体制の整備(4)

故障・災害等によるICT障害に対する責任体制・管理体制の整備(7)

人材の育成など人的資源のセキュリティ確保(3)

ネットワークシステムの容量の適切な計画・設計(8)

開発及びサポートプロセスにおける管理(6)

故障検知・解析(7)

ネットワークふくそう対策(12)

緊急時の情報連絡(迅速な連絡・対応・報告体制)及び連携(4)

重要通信の確保(4)

社内的重要情報の管理(4)

サイバ-攻撃に備えた管理体制(3)

情報漏えい防止対策(7)

外部委託における情報セキュリティ確保のための対策(3)

バックアップ、分散化等のICT障害対策(9)

サイバー攻撃に備えた設備等に関する脆弱性への対策(3)

端末等に対する対策(6)

情報通信ネットワーク管理に関する対策(58項目)

情報通信ネットワークの設備・環境基準等に関する対策(18項目)

答申を踏まえた取組み

省令・告示等制度改正(51項目)

- ✓ コロケーション設備に対する防火等の安全性の確保(設備規則)
- ✓ 情報通信ネットワーク安全・信頼性登録制度の活用(主任技術者規則)
- ✓ 対策項目の管理規程化(38項目)(施行規則)
 - 定期的なソフトウェアのリスク分析と更新
 - 工事実施者とネットワーク運用者による工事実施体制の確認等
 - 設備増強の際にとるべき事項
 - ソフトウェア導入・更新時の信頼性確保
 - 設備導入前の機能確認
 - 設備の安全・信頼性基準・指標
 - 需要を考慮した設備計画の策定及び障害の極小化対策等の設計指針など
- ✓ 重大な事故報告対象の見直し(品質低下)(施行規則)
- ✓ 定定期的な事故の報告の制度化(報告規則)
- ✓ 重大な事故報告の際の電気通信主任技術者の確認の要件化(施行規則)
- ✓ 電気通信主任技術者の配置要件の明確化(ガイドライン策定)
- ✓ 新たな重要通信のニーズに対応した対象機関の見直し(告示)-----平成19年10月告示改正
検査体制の強化(通達)

平成19年 7月 事業部会諮詢
9月20日 答申
11月21日 公布・施行

※事業用電気通信設備規則、主任技術者規則等については平成20年4月1日施行

など

事業者団体やベンダーとの連携による取組み強化など(29項目)

- ✓ 利用者への障害情報の告知基準のガイドライン化
- ✓ ふくそう監視手法や事業者間連携項目のガイドライン化
- ✓ ネットワーク情報セキュリティマネージャ資格等民間資格の活用

} TCA等事業者団体で検討。

など

研究開発(7項目)

- ✓ 早期異常検知や、End to Endの通信異常の把握の研究開発
- ✓ ふくそう予測、回避技術及び問題箇所の迅速な検出技術の研究開発
- ✓ 原因の究明を迅速に行なうための研究開発
- ✓ 発信元の偽装を防ぐ機能の研究開発

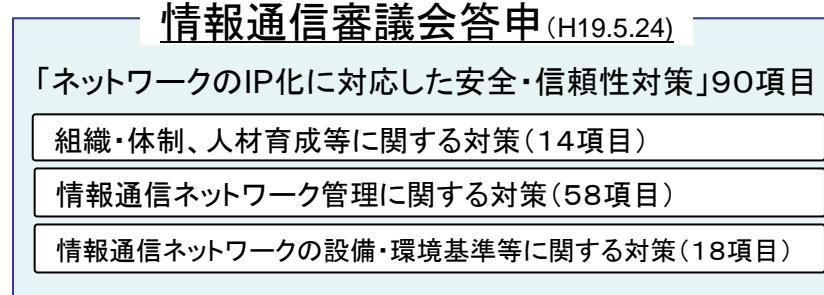
} 総務省、NiCT、事業者、ベンダー等による研究開発

など

総務省の体制整備、支援等(3項目)

- ✓ 事故情報の統計分析手法・体制の確立-----平成20年度予算要求
平成19年11月21日～
「重要通信の高度化に関する研究会」
- ✓ ネットワークのIP化に対応した重要通信確保の検討-----平成20年度税制要望
- ✓ 信頼性高度化税制による支援-----平成20年度税制要望

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の活用



答申を踏まえた取組み

◆ 事業用電気通信設備規則等の制度改正

- ⇒ 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準へ反映
- ⇒ 電気通信主任技術者の配置要件の見直し

など

◆ 事業者団体やベンダーとの連携による取組み強化など

◆ 研究開発

◆ 総務省の体制整備、支援等

背景・目的

- 地方の小規模な電気通信事業者が、一の市町村の範囲を超えてサービス提供地域を拡張しようとする際に、電気通信主任技術者を選任・配置させることが過度な負担となるケースが発生
- これらの事業者が、情報通信ネットワークの安全・信頼性を維持し、利用者利益を保護しつつ、業務の円滑な拡張を図ることが必要。

改正の概要

電気通信主任技術者規則改正(平成19年11月21日公布 平成20年4月1日施行)

- 電気通信主任技術者規則（第3条の2）を改正し、現在、電気通信主任技術者と同等と認める者の配置によることができる場合の事業用電気通信設備の設置の範囲を一の市町村に限っているところを、**総務大臣の認定を受けていることを要件**として、一の都道府県まで認める。

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(総務省告示)の見直し

- 情報通信審議会 IPネットワーク設備委員会で平成19年9月11日から審議
見直し作業は、安全・信頼性検討作業班で実施。
- 同年12月19日：作業班報告を委員会へ報告⇒パブリックコメント実施

情報通信審議会の答申(H19.5.24)
を踏まえて、ネットワークのIP化に対応した安全・信頼性対策として、**基準の項目及び対策の追加を行うとともに内容の見直しを実施**

	現行	見直し案
設備等基準	60項目146対策	64項目156対策
管理基準	50項目73対策	55項目87対策

認定のための告示を別途制定(平成20年4月1日公布・施行)

↑ 認定の際の基準として参考

電気通信主任技術者の選任が必要

利用者の数
3万

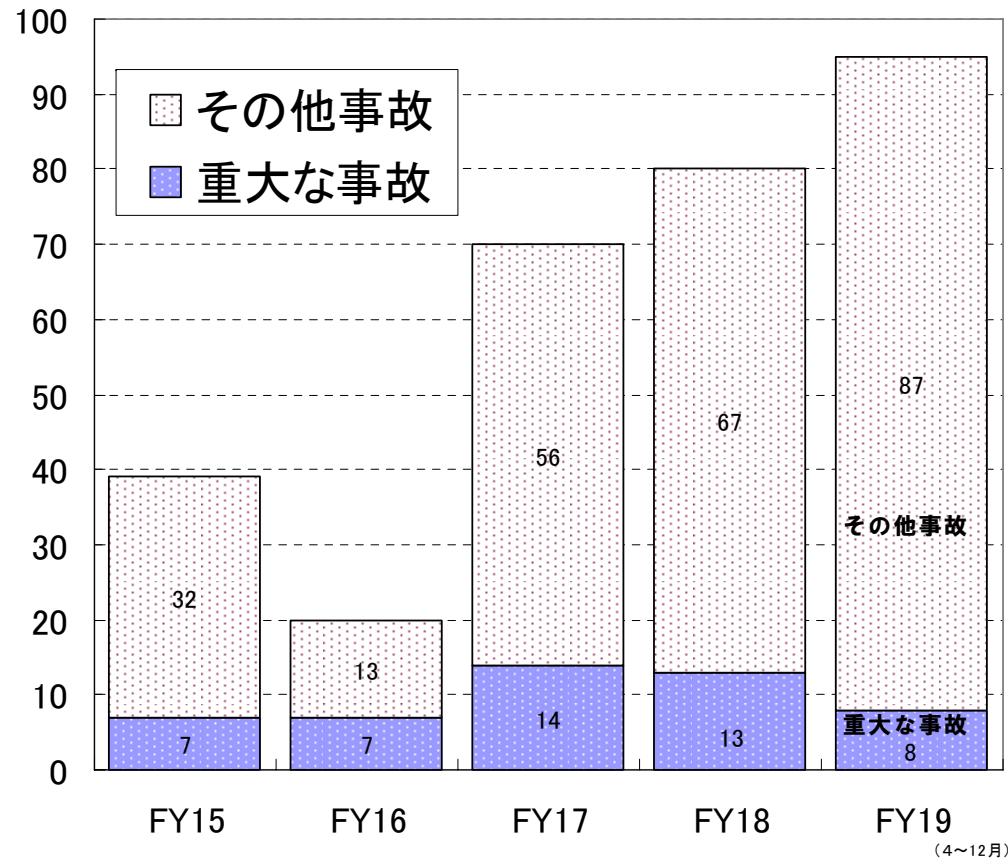
- 電気通信主任技術者と同等と認める者の配置によることができる(主任規則第3条の2)

認定を受けることにより、範囲を拡大

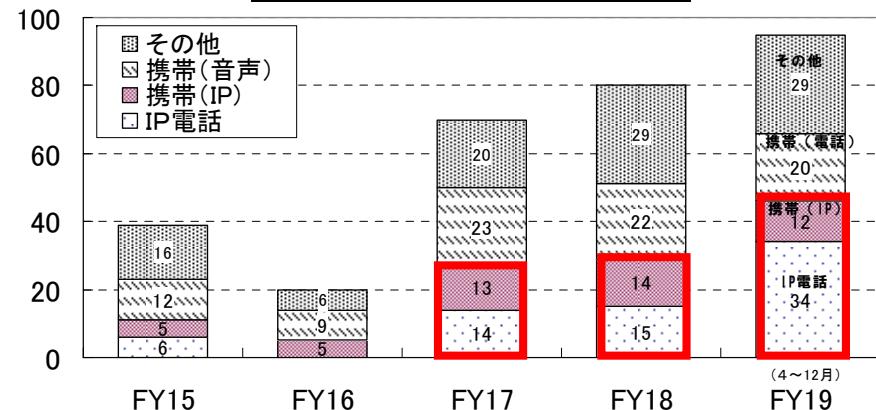
一の市町村
一の都道府県
事業用電気通信設備の設置の範囲

事故発生状況

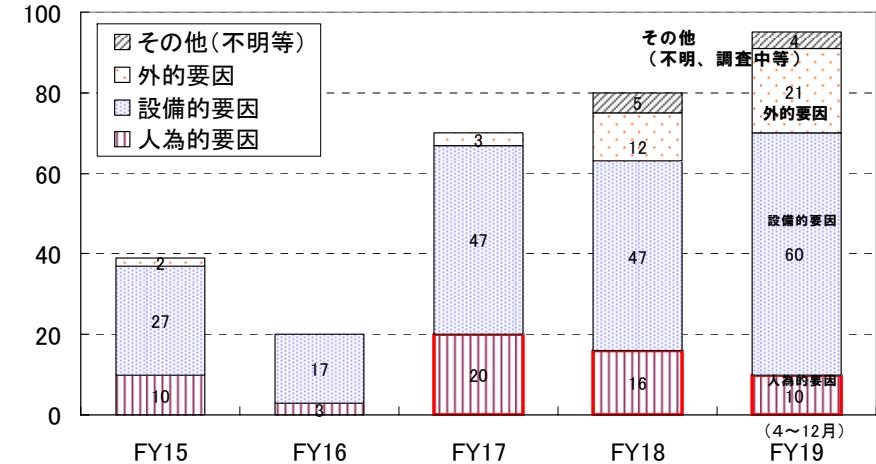
重大な事故等の発生件数の推移



サービス別事故発生件数の推移



発生要因別事故発生件数の推移



(注1)重大な事故…影響利用者3万以上かつ2時間以上のサービス中断となった事故

(注2)FY19は、12月末までの9ヶ月間の数字。

情報通信ネットワークの安全・信頼性基準

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準は、情報通信システムにおける安全・信頼性対策全般にわたり、基本的かつ総括的な指針を示すものである。本基準に示す対策項目及び実施指針は、広く一般に公開することにより、電気通信事業用システムをはじめとする情報通信ネットワーク構築者に安全・信頼性対策の立案、実施の際のマニュアルとして活用され、また、利用者の理解を深める手助けとなることにより、情報通信ネットワークの安全・信頼性対策の実施促進を図るものである。

本基準は、情報通信ネットワークが備えるべき機能やシステムの維持及び運用に必要となる設備等基準と管理基準について、10項目219対策から構成されている。(見直し案では、119項目243対策)

情報通信ネットワークの安全・信頼性基準の位置づけ

情報通信ネットワークの安全・信頼性対策に関する基準には、電気通信事業法に基づく強制基準としての技術基準と、ガイドラインとしての「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」があり、安全・信頼性対策として定性的に定めている。

		事業法第41条第1項又は第2項に規定する事業用電気通信設備(電気通信回線備)	左記以外の電気通信事業用設備	自営情報通信ネットワーク	ユーザネットワーク
強制基準	(電気通信事業法)事業用電気通信設備規則	電気通信事業用の設備について、予備機器の設置、故障検出、異常ふくそう対策、耐震対策、停電対策、防火対策等の技術基準を規定。		規定していない。	
ガイドライン	情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(告示)	電気通信事業者のネットワークについて、電気通信事業法の技術基準以外のソフトウェア対策、情報セキュリティ対策、設計・施工・運用等における管理等を規定。		電気通信事業法の技術基準の対象とならない電気通信事業者のネットワーク、自営情報通信ネットワーク、ユーザネットワークについて、予備機器の設置、故障検出、異常ふくそう対策、耐震対策、停電対策、防火対策等を詳細に規定。 また、ソフトウェア対策、情報セキュリティ対策、設計・施工・運用等における管理等も規定。	

設備等基準

設備等基準 64項目156対策

設備基準

46項目107対策

1.一般基準
15項目58対策

- (1)通信センターの分散<2>
- (2)代替接続系統の設定<1>
- (3)異経路伝送路設備の設置<2>
- (4)電気通信回線の分散収容<1>
- (5)モバイルインターネット接続サービスにおける設備の分散等<1>
- (6)モバイルインターネット接続サービスにおける設備容量の確保<1>
- (7)電子メールによる一方的な広告・宣伝等への対策<1>
- (8)予備の電気通信回線の設定等<2>
- (9)情報通信ネットワークの動作状況の監視等<8>
- (10)ソフトウェアの信頼性向上対策<6+3>
- (11)情報セキュリティ対策<21>
- (12)通信の途絶防止対策<1>
- (13)応急復旧対策<6>
- (14)緊急通報の確保<+1>※新規
- (15)バックアップの分散化等<+1>※新規

2.屋外設備
16項目21対策

- (1)風害対策<2>
- (2)振動対策<1>
- (3)雷害対策<1>
- (4)火災対策<1>
- (5)耐水等の対策<2>
- (6)水害対策<1>
- (7)凍結対策<1>
- (8)塩害等対策<1>
- (9)高温・低音対策<2>
- (10)高湿度対策<1>
- (11)高信頼度<1>
- (12)第三者の接触防止<2>
- (13)故障等の検知、通報<2>
- (14)予備機器等の配備<1>
- (15)通信ケーブルの地中化<1>
- (16)発火・発煙防止<+1>※新規

3.屋内設備
8項目13対策

- (1)地震対策<3>
- (2)雷害対策<1>
- (3)火災対策<1>
- (4)高信頼度<2>
- (5)故障等の検知、通報<3>
- (6)試験機器の配備<1>
- (7)予備機器等の配備<1>
- (8)コロケーション先の電気通信設備の保護<+1>※新規

4.電源設備
7項目15対策

- (1)電力の供給条件<3>
- (2)地震対策<2>
- (3)雷害対策<1>
- (4)火災対策<1>
- (5)高信頼度<1>
- (6)故障等の検知、通報<2>
- (7)停電対策<4+1>

環境基準
18項目49対策

1.センタの建築
4項目12対策

- (1)立地条件及び周囲環境への配慮<4>
- (2)建築物の選定<3>
- (3)出入制限機能<2+1>
- (4)火災の検知、消火<2>

2.通信機器室等
6項目22対策

- (1)通信機器室の位置<4>
- (2)通信機器室内の設備等の設置<2>
- (3)通信機器室の条件<6>
- (4)出入制限機能<2+1>
- (5)データ類の保管<5>

3.空気調和設備
8項目15対策

- (6)火災の検知、消火<2>
- (1)空気調和設備の設置<3>
- (2)空気調和設備室への出入制限<1>
- (3)空気調和の条件<5>
- (4)凍結防止<1>
- (5)漏水防止<1>
- (6)有毒ガス等<1>
- (7)故障等の検知、通報<1>
- (8)火災の検知、消火<2>

※ 赤字は見直しが必要な対策又は解説が含まれる項目

管理基準

管理基準 55項目87対策



※ 赤字は見直しが必要な対策又は解説が含まれる項目